

令和2年度

第1回 富士宮市都市計画審議会議事録

令和3年1月18日（月） 午後2時30分

富士宮市役所 7階 710会議室

## 審 議 案 件

- 議第1号 岳南広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（静岡県決定）について
- 議第2号 岳南広域都市計画区域区分の変更（静岡県決定）について
- 議第3号 特殊建築物の敷地の位置（建築基準法第51条ただし書に基づく案件）について

## 報 告 事 項

岳南広域都市計画道路3・4・26号小泉東阿幸地線ほか2路線の変更について

### 1 審議に出席した委員（14人）

藤 井 敬 宏 委員	菅 原 由美子 委員
阿 部 貴 弘 委員	渡 井 政 行 委員
清 哲 也 委員	佐 野 宏 幸 委員
若 林 志津子 委員	細 沢 覚 委員
植 松 健 一 委員	小 松 快 造 委員
青 木 直 己 委員	杉 山 厚 吉 委員
大 河 原 忠 委員	塩 川 祐 子 委員

### 2 審議に欠席した委員（3人）

清 信 昭 委員	成 宮 康 晴 委員
高 橋 朝 子 委員	

### 3 説明のための出席者

都市整備部長

[都市計画課] 課長 計画係長 計画係主査 計画係技師  
景観係主査 景観係主事

[都市整備課] 課長 街路整備係長

[花と緑と水の課] 課長 公園緑地係長

[下水道課] 課長 建設係長

[建築住宅課] 課長 建築指導係長 建築指導係主査

#### 【司会】事務局（都市計画課計画係長）

定刻となりましたので、ただいまから令和2年度第1回富士宮市都市計画審議会を開会させていただきます。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の進行を務めます都市計画課 計画係長の朝日と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、会議に先立ちまして市長から皆様に御挨拶をさせていただきます。

#### 須藤市長

本日は誠にお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

また、委員の皆様におかれましては、日頃から市政全般に渡りまして多大なる御支援と御協力をいただいておりますことに重ねて御礼申し上げます。

本日は、新型コロナウイルス感染拡大による国の緊急事態宣言を受けまして、長い都市計画審議会の歴史の中で初めて、一部の委員の皆様にはリモートによる御出席をいただいております。通常の会と異なる中、御不便をおかけする点もあるかと思いますが、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

さて、現在富士宮市では、コロナ禍の不安の中でも、市民の皆様が確かな希望と安全を感じ、富士宮市に住んでよかったと思えるまちづくりを進めており、今年の4月には、地域コミュニティの拠点となる富丘交流センター及び白糸会館がオープンいたします。

また、従来から進めている「清流の美」「空間の美」「庭園の美」をコンセプトとした世界遺産のまちづくりについても、計画の実現に向けて全力を注ぎ

整備を進めております。

いずれにいたしましても、新型コロナウイルスの蔓延で厳しい状況ではありますが、一步一步着実にまちづくりを進めることが、新たな市政の発展に繋がるものと考えております。

このような中、本日は静岡県が定める広域的かつ、根幹的な都市計画の方針であります、岳南広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、を含む3件の議案について御審議いただくと共に、昨年 of 審議会でお報告いたしました、都市計画道路必要性再検証の検証結果を踏まえた、都市計画道路の変更について御報告させていただきます。

いずれも富士宮市のまちづくりにおける重要な案件でありますので、委員の皆様におかれましては、専門的な見地から、また富士宮市民としての視点から積極的な御意見を賜りたく存じます。

結びに、今後とも市の発展のために変わらぬ御協力をお願い申し上げて、私の挨拶とさせていただきます。

なお、大変失礼ではございますが、次の公務のため退席させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

#### **【司会】事務局（都市計画課計画係長）**

ありがとうございました。

本日の審議に際しましては、事務局として関係課職員を同席させていただいておりますので、あらかじめ御了承いただきたいと思っております。

それでは、会議に入ります前に、お手元に配布いたしました資料の確認をお願いいたします。

配布資料は、12月22日付けで送付いたしました資料として、

- ・次第
- ・委員名簿
- ・提出議案書及びその説明資料
- ・報告事項1の説明資料

また、本日配布しました資料として、

- ・席次表
- ・報告事項1のA3版資料

不足しているもの及び不備があるものがございましたらお知らせください。

・・・・・・・・資料確認・・・・・・・・

よろしいでしょうか。

次に、本日欠席の委員について御報告させていただきます。

清信昭委員、成宮委員、高橋委員につきましては、本日所用により欠席の御連絡をいただいております。

また、本日はリモートで藤井会長、菅原委員、阿部委員に御出席いただいております。

それでは、お手元の次第により、ただいまから審議をお願いいたします。

以降の議事進行を、富士宮市都市計画審議会運営要領第5条の規定によりまして、藤井会長をお願いいたします。

## 藤井会長

それではこれから審議会をはじめさせていただきます。

今年度初ということですので、今年もどうぞよろしくをお願いいたします。

先ほど市長からお話がありましたように一部リモートでの開催ということで、東京圏におりますと日々高い数値の感染者数が報告され、緊張しながら過ごしております。名古屋でも厳しい状況になってきており、このような中でなぜ静岡ではあまり数値が上がらないのかと、なんとも羨ましいと感じていたところです。

まち全体、都市全体が感染拡大の中で大きな問題を抱えており、わたしたちの暮らし方、あるいは将来の都市づくりにも波及するのではないかと懸念され始めています。現在、総合計画や都市計画マスタープラン等様々なものを各自自治体で御検討いただく中でも、このような都市そのものを考え直す必要があると言われ始めています。

本日直接的な議案ではありませんが、これからの富士宮市でどのような住まい方、暮らし方、働き方をするのかを考えたときに、都市計画審議会でも様々な議論をする場面が出てくるかと思えます。

皆様の積極的な御意見等を伺いながら審議を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

リモートでの出席ではありますが、市役所にお集まりの皆様と一体感を持って取り組ませていただきますので、御協力の程よろしくをお願いいたします。

それでは審議を進めてまいります。

審議に入る前に、本日の出席議員は14人であることから、過半数に達しておりますので、富士宮市都市計画審議会条例第7条の規定により会議は成立いたします。

次に、審議会運営要領第7条に基づきまして、本日の会議を公開により議事を行いたいと思っておりますが、これに御異議はございませんか。

・・・・・・「異議なし」の声・・・・・・

本日傍聴人の方はいらっしゃいますか。

．．．．．事務局にて入場誘導（傍聴人の有無確認）．．．．．

**事務局（都市計画課計画係長）**

傍聴人はいらっしゃいません。

**藤井会長**

次に、富士宮市都市計画審議会運営要領第8条第1項により、会議録の署名人を指名したいと思います。

本日の署名人を佐野宏幸委員にお願いします。

**佐野委員**

わかりました。

**藤井会長**

それでは審議に入ります。

本日の議題は、議第1号から3号までありますが、議第1号と議第2号は関連しておりますので、一括して事務局から説明をお願いします。

**事務局（都市計画課長）**

都市計画課長の土屋と申します。

議第1号「岳南広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（静岡県決定）について」及び議第2号「岳南広域都市計画区域区分の変更（静岡県決定）について」、説明させていただきます。

両議案とも、静岡県が決定する都市計画ではありますが、都市計画法第18条第1項において、都道府県は都市計画の決定を行う際、関係市町村の意見を聴くことと規定されており、令和2年12月7日付けで静岡県より意見照会がありましたので、市の回答を行うに当たり、貴審議会に御意見をお伺いするものであります。

まず議第1号につきましては、静岡県が概ね5年ごとに定める「都市計画区域における広域のかつ根幹的な都市計画の方針」で、前回平成28年3月に定めたものを変更するものです。

次に、議第2号につきましては、先ほどの整備、開発及び保全の方針の見直しにより区域区分、いわゆる線引きを変更するものであり、今回は、市街化区域への編入や除外といった区域はなく、基準年次、目標年次の変更となります。

それでは詳細につきましては、担当職員から御説明させていただきます。

**事務局（都市計画課計画係主査）**

都市計画課の志村と申します。

説明はスクリーンとお手元のタブレット及び、提出議案書、説明資料で行い

ます。

スクリーン、もしくはタブレットを御覧ください。

議第1号「岳南広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（静岡県決定）について」及び議第2号「岳南広域都市計画区域区分の変更（静岡県決定）について」どちらも静岡県で定めているものになります。概ね5年毎に見直し作業を行い、前回は平成27年度に行っております。

初めに、県が定める都市計画における市都市計画審議会の役割について説明いたします。先ほど課長からも説明がございましたが、県が定める都市計画については、都市計画法第18条第1項において、県は関係市町の意見を聴くことと規定されており、県から市に対して令和2年12月7日付けで意見照会が来ております。これを受けまして、本日御審議をお願いするものになります。

都市計画法第6条第1項に基づき、都市計画に関する基礎調査として、概ね5年毎に人口や産業の規模、土地利用や交通量等の現況及び将来の見通しについて、調査を行うことと規定されております。

また、法第21条第1項では、都市計画の変更として、基礎調査の結果、変更する必要があるとなったときは、遅滞なく当該都市計画を変更しなければならないと規定されております。

このように、社会情勢の変化や法律の改正などに対応するため、基礎調査や国勢調査の結果などを踏まえて、概ね5年毎に必要な都市計画の変更を行っております。

この定期見直しは、静岡県で行われており、政令市である静岡市、浜松市を除く19都市計画区域で都市計画区域マスタープランを策定しています。当該地域である岳南広域都市計画区域を含め、全ての都市計画区域において定期見直しが行われ、今年度末までに都市計画決定の告示がなされる予定となっております。

次に「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更の考え方について説明いたします。

当該方針は、都市計画法第6条の2第1項に基づき、全ての都市計画区域で、策定が義務づけられている方針書です。通称、都市計画区域マスタープランと言われていることから、これから先は「区域マスタープラン」という略称で説明いたします。

区域マスタープランは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」、いわゆる市町村の都市計画マスタープランの上位計画に当たります。長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにすることを目的としています。

区域マスタープランに記載する項目と考え方については、法第6条の2第2

項に規定されており、まず1として、都市づくりの基本理念などの都市計画の目標。

2として、市街化区域と市街化調整区域に分ける区域区分、いわゆる線引きの決定の有無及び区域区分を定めるときはその方針。

3として、主要な都市計画の決定の方針、この3につきましては、土地利用、都市施設、市街地開発事業、自然的環境の整備又は保全の4項目について、総合的に定めることとなっております。

続きまして、今回の変更のポイントについて説明いたします。

1点目は、基準、目標年次の見直しになります。区域マスタープランは、人口や産業などの各種データについて、国勢調査を参考にすることから、直近の国勢調査年を基準年としております。今回の変更では、基準年を平成22年から27年に変更し、都市づくりの理念、将来都市像については、その基準年から概ね20年後を見据え、目標年次を平成42年から令和17年に変更しております。

市街化区域の規模や道路などの都市施設については、基準年から概ね10年後として、平成32年から令和7年にそれぞれ変更しております。

2点目として、市街化区域人口や工業出荷額などの具体的な数値や、主要な都市計画の決定の方針における整備水準の目標として、都市計画道路の整備密度や下水道整備率、さらに、都市計画道路などの整備が完了したものや、整備手法の変更に伴う記述の削除などを行っています。

また、社会情勢の変化や、地域動向の変化への対応として、人口減少、高齢化社会に対応するため、集約連携型の都市構造の実現を都市計画の目標に明記し、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害に強い安全なまちづくりの取り組みや、大規模自然災害に備えるための都市防災に関する事項を、都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針に明記しています。

それでは、議第1号の主な変更内容について、説明いたします。

提出議案には、計画書の案と、変更の理由、変更概要が添付してあります。議第1号の整備、開発及び保全の方針が2ページから25ページになります。計画書は、変更後の計画書の案になりますので、変更後の内容の記載しかありません。そのため、説明資料の中にあります新旧対象表を用いながら、パワーポイントで説明させていただきます。

それでは、今回の変更について説明いたします。

説明資料の1ページから22ページが1号議案になり、タブレット及びスクリーンにも表示いたします。見やすい方をご覧ください。新旧対照表の左右ともに一本アンダーラインで赤く示されている箇所が、記載内容を変更した箇所になります。

説明資料の3ページになります。1都市計画の目標(1)都市づくりの基本理念です。こちらは、基準、目標年次の見直しを行っています。

中段部分をご覧ください。中段部分の変更内容は、拠点法に基づく拠点地区の計画が平成16年に作成され、目標期間10年で事業を実施していました。そのため、計画内の事業が概ね完了したことに伴い、安全・安心で魅力ある県土の実現を目指す、「ふじのくにのフロンティアを拓く取組」に改めております。

また、その下段の部分の都市づくりの基本理念について、大規模自然災害に備えるための、復興事前準備の取り組みを県が見直しを行っている全区域において統一して追加しております。

また、下段部分の都市づくりの目標に「連携」と「災害の最小化と迅速な復興により」を追加しています。

説明資料の4ページになります。下段部分4)農業地域になります。農業地域は、富士宮市総合計画や土地利用計画で定めており、それら計画での農業地域の記載内容は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき設定される農用地区域、別名青地となっているため、それらの計画にあわせて記載内容を変更しております。また、農業地域の機能として、災害防止機能だけではなく、景観の要素を追加しております。こちらは、県が見直しを行っている線引き地域において統一した記載内容となっております。

説明資料の5ページになります。5)の集落地域の農村を削除し、既存集落としています。

また、6)の自然保全地域の最初の部分に、自然保存地域の位置づけを県が見直しを行っている全区域において追加しております。

説明資料の6ページになります。将来市街地像の図になります。変更箇所は、今まで工業地域部分を市街化区域の工業地域部分しか記載していなかったため、市街化調整区域の工業地域である工業団地の部分を追加しています。また、観光・レクリエーション拠点に富士山の部分を追加しています。

7ページを御覧ください。上段の(1)区域区分決定の有無になります。本区域の人口は減少しているため、今後減少が想定されるという記載内容から減少局面に入っているという記載に変更しています。ただし、市街化圧力の低下は見られないことから、引き続き、無秩序な市街地の拡散防止や、市街地の人口密度を維持するため、区域区分を維持することとしています。

次に、区域区分の方針1)おおむねの人口になります。人口については、都市計画区域内人口が、令和7年で概ね35万2千900人、市街化区域人口は、28万7千200人としております。

2)産業規模につきましては、表のとおりとなります。

8ページを御覧ください。上段3)の市街化区域のおおむねの規模及び現在

市街化している区域との関係になります。こちらは、年次の変更と保留人口の記載方法を変更しています。

次に下段の主要な都市計画の決定方針になります。①住宅地では、「農地等の自然的環境との調和や共生に配慮した緑豊かで」を、県内の線引き地域では統一した記載内容に変更し、②の商業・業務地では、先ほどと同様に拠点法に基づく拠点地区の計画が概ね完了したことに伴い削除しています。

9ページを御覧ください。中段の2)市街地における建築物の密度の構成に関する方針になります。②商業・業務地における建築物の密度の構成に関する方針の中の国道139号等の幹線道路沿道の商業地を中密度から低中密度に変更しております。

下段の3)市街地の土地利用の方針になります。①土地の高度土地利用に関する方針の中に、現在全国的に問題となっている空き地や空き家等の記載を追加しております。

10ページを御覧ください。中段になります。③市街化区域内に緑地又は都市の風致の維持に関する方針の中に、より細かい記載内容として公園緑地整備や地域制緑地の指定等によりを追加しています。

次に、下段の4)市街化調整区域の土地利用の方針になります。①優良な農地との健全な調和に関する方針については、農業振興地域に指定されている農地を今後とも保全するという記載に改めております。こちらは、県が見直しを行っている全区域において統一した記載内容となっております。

また、②災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針の中の内容について、災害を未然に防止するため記載箇所の変更を行っています。こちらも、全区域において統一して変更しております。

11ページを御覧ください。上段になります。先ほどに続き②災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針の項目になります。開発を抑制する区域として、土砂災害の記載を改め、溢水、高潮を追加しております。これは、県が見直しを行っている区域で海がない区域においては、溢水、湛水、海のある区域では、溢水、湛水、津波、高潮等と統一した記載内容となっております。

次に、④秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針の中に、既存集落地だけでなく、既存工業地の記載も追加しております。

12ページを御覧ください。1)交通施設の都市計画の決定の方針のイの整備水準を基準年に変更し、整備済みの都市計画道路も基準年に変更しております。

次に、②主要な施設の配置の方針について、岳南北部幹線の記載箇所の変更をしております。これは、令和元年度行った都市計画道路必要性再検証の結果でも、都市計画道路黒田出水線より東側の富士市までの区間は、廃止の方針が

出ており、それに伴い幹線道路の位置づけが、富士市と富士宮市の連絡する道路から地区連携軸に変更しております。

14ページを御覧ください。おおむね10年以内に整備することを予定する施設になります。こちらは、都市計画道路整備プログラムを令和2年4月に変更しており、都市計画道路整備プログラムにあわせた変更になります。

15ページを御覧ください。基本方針の下水道及び河川の整備方針になります。イ整備水準の目標の下水道は、基準年次における10年後の目標整備率に変更しております。次に、河川の部分になります。河川の変更箇所は、全ての河川に統一した基準ではなく、水系ごとで作成されている河川整備計画等に定める一定規模の降雨、という記載内容に変更しております。こちらは、県が見直しを行っている全区域において統一した変更になります。

16ページを御覧ください。公共下水道の下水道計画区域内の人口が8万9000人から8万6300人に減少しております。

17ページを御覧ください。上段になります。3)その他の都市施設の都市計画の決定の方針②主要な施設の配置の方針の中、主要な施設の配置の方針に、供給処理施設については、必要とされる立地条件に応じて最も効率的な供給処理が可能となる地区に配置を行う。という文面を追加しております。こちらは、県が見直しを行っている全区域において統一した文面となっております。

19ページを御覧ください。基本方針の①自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性の中の骨格としての位置づけについて、計画書への記載内容を変更しております。

20ページを御覧ください。上段部分になります。2)主要な緑地の配置の方針①環境保全システムの配置の方針についての項目になります。市街地及び周辺地域という文面から民有地等の住民の生活に関連した緑地の保全に改め、公共施設等の緑化を推進するに変更しております。こちらは、県が見直しを行っている線引き地域において統一した文面となっております。

21ページを御覧ください。①公園等の整備目標及び配置の方針の目標水準については、表のとおり基準年にあわせた変更となります。

22ページを御覧ください。下段部分になります。(5)都市防災に関する都市計画の決定の方針について、県が見直しを行っている全区域において追加しております。復興事前準備の取り組みを全県的に推進していく、という内容になります。

以上が議第1号の説明となります。

続きまして、議第2号について、説明いたします。スクリーンもしくは目の前にありますタブレットを御覧ください。

区域区分、いわゆる線引きは、議第1号の整備、開発及び保全の方針の中に、

その方針を記載することになっております。この方針を受けて、計画的に市街化を図る「市街化区域」と、農業の振興や自然環境の保全などを図るため、市街化を抑制していく「市街化調整区域」に区分し、都市計画の決定をしています。

それでは、議第2号岳南広域都市計画区域区分の変更について説明いたします。

現在、都市計画区域における市街化区域の規模設定の考え方として、人口を最も重要な市街地規模の算定の根拠としています。これに世帯数や産業活動の将来の見通しを加味し、市街地として必要と見込まれる面積をそのまま即地的に割りつける方式がとられています。これを「人口フレーム方式」といいます。

具体的には、目標年である令和7年における人口推計値から、都市計画区域内及び市街化区域内の人口を設定しています。そして、基準年の平成27年から10年間の世帯当り人口の減少や道路整備などによる居住に適さない非可住地の増加を考慮した上で、市街化区域内の居住可能人口を設定しています。

この差、つまり市街化区域に収容しきれずにあふれた人数を保留人口といいます。

提出議案書の27ページが区域区分の計画書となります。新旧対照表を説明資料の23ページに記載しており、先ほどと同様に説明資料とパワーポイントを使って説明いたします。

説明資料の23ページを御覧ください。2の人口フレームになります。

目標年の令和7年における都市計画区域内の人口を約35万2900人、このうち市街化区域内の人口を約28万7200人と設定しています。市街化区域内に居住可能な人口は28万6500人となり、保留する人口は700人となります。

スクリーンもしくは目の前にありますタブレットを御覧ください。

この保留する人口とは、市街化区域に収用しきれない人口のことで、市街化調整区域の具体の区域において、土地区画整理など、基盤整備事業の実施が確実になった時点で必要な調整を行った後、保留人口に対応する面積の範囲内で随時市街化区域とすることが可能となります。特定保留とは、位置、目的、区域が決定し、「区域マスタープラン」において、市街化区域への編入予定地区を定めているもので、当岳南広域都市計画区域では設定がございません。

したがって、当岳南広域都市計画区域では、位置、目的、区域が具体的に決まっていないものを一般保留として、700人と設定しております。数値については、岳南広域都市計画区域で算出しており、県が県下全域の都市計画区域の中で総合的な推計を行っております。

次に、新旧対照表の3の産業フレームについて説明いたします。

都市計画運用指針では、産業活動の将来の見通しを加えることとなっております。今回の定期見直しから、計画書に記載するように国からの指示があり、全県的に統一して追加しております。

なお、産業系の立地は、近年、高速道路の整備の進展など、都市計画区域を超えた圏域において立地が想定されるものであり、その性格上都市計画区域毎にフレームを算定せず全県で設定しております。県内全区域において、同じ数値が計画書に記載されております。

先ほど話をした人口フレームを基本に産業活動の将来の見通しを加え、市街化区域及び市街化調整区域の区分を設定しております。今回の見直しでは、説明資料の1市街化区域及び市街化調整区域の区分のとおり、変更なしとなっております。

次に、議第1号及び2号に係る手続きの状況について、説明いたします。

令和2年8月上旬に原案の縦覧を行いました。8月24日に富士市役所にて公聴会が開催される予定でしたが、公述者がいなかったため、開催されませんでした。その後、12月11日から2週間、都市計画の(案)を縦覧し、県に12件の意見書が提出されました。この意見に対する方針の変更はなしということで県から報告を受けております。

最後に、スケジュールについてです。

本市都市計画審議会後の1月25日に富士市の都市計画審議会が開催され、富士市でも審議がなされます。また、今後は、2月に静岡県都市計画審議会での審議を経て、3月に都市計画決定、告示の予定となっております。

以上で、議第1号及び議第2号の説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

## 藤井会長

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から御意見、御質問をいただきたいと思っております。

## 若林委員

資料の6ページで、富士市と富士宮市の合計の数字が出ていると思いますが、できれば基礎の数字をいただきたいです。

また、細かい点で申し訳ありませんが、7ページの②商業・業務地で、富士市は富士見台団地から始まる人口の集中しているところに近隣の商業地を配置しています。富士宮市は粟倉の団地中心部となっておりますが、できれば皆様が気軽に歩いていけるような場所のほうがいいのではと思います。担当でこの場所に位置付けたのかかもしれませんが、どのようにして位置づけたのかお伺いしたいです。

次に、商業の地域を富士市は富士駅の商店街と吉原の商店街が規定されています。富士市の商店街は、日常に利用するお店より接待を伴うようなお店が多く、その理由として税金の問題があると思います。税金が高くて、接待を伴うようなお店しか進出できず、いまの状況となっています。隣の市のことなので詳しく述べるのは申し訳ありませんが、ここでいくら商業地と決めても、そこに住む人が進出できない状況や、駅前のまちをどのような商業地にするのか、そういうところが規定された中から見えてきません。

行政として、固定資産税を安くするとか、日用品店舗が進出しやすくする等の支援をしながら商業地を作っていく、ということを含めて規定しているのか疑問でしたので、以上3点の考え方を担当からお示しいただきたいです。

#### **藤井会長**

事務局お願いします。

#### **事務局（都市計画課主査）**

まず初めに、6ページの富士市富士宮市の分けについて御説明させていただきます。

6ページの概ねの人口のことでよろしいでしょうか。

#### **若林委員**

すべてについてお願いします。

#### **事務局（都市計画課主査）**

わかりました。

いまのところ、算定上はおっしゃるとおり市ごと算定していますが、岳南広域都市計画ですとどうしても両市合わさったものが考え方となってきますので、計画書の中で分けるのは難しいです。

今スクリーンにお出ししているものが、都市計画区域として静岡県で定めているものです。静岡県で作っている都市計画区域はこの区域をもとに計画書を策定しております。6ページの人口等は、市ごと分けたものをお答えすることはできますが、計画書は区域ごとの計画ですので御理解いただければと思います。

#### **事務局（都市計画課計画係長）**

2点目の7ページの商業地の考え方についてですが、計画書に載せている商業地は、あくまで富士宮市で設定されている用途地域の近隣商業地域と商業地域を、区域マスで商業地として記載しています。

#### **藤井会長**

事務局の説明は以上でよろしいですか。

若林委員の御意見の1点目、エリアとして規定されているところで、単独で一つの区域ならばそのままの数字ですが、合算自治体の場合、県としては一つのエリアとして捉えるので、合算された数字になることで御理解ください。

2点目の商業地について、リモートで聞き取りにくい点があったのですが御理解はいただけただけでしょうか。

### 若林委員

昔は、富士駅北口の商店街は日用品を買うお店がありましたが、現在は接待を伴う飲食店が立ち並ぶ状況です。富士市のことですのでこちらでお答えはできないかと思いますが、手立てを打つことができずその状況が続いていると思っていたので、今後行政が何らかの手立てをして、商店街として位置付けていく方法があるのかと思いました。

富士宮市の商店街も今は日用品店舗も頑張ってくださいしていますが、今後の展開の中で、接待を伴う飲食店が進出してくる可能性もあると思います。そのような可能性も含めた中で商店街としてどのように位置づけてあるのか、そのあたりの背景も伺いたいです。

### 藤井会長

事務局はお答えいただけそうでしょうか。

### 事務局（都市計画課長）

お答えいたします。

富士市の商店街については分かりかねますが、富士宮市の商店街については、駅前と神田商店街はいわゆる歓楽街の形にはなっていません。景観の整備をしたときに、都市計画の地区計画という制度を導入しており、建物の高さや意匠と合わせて、風俗営業ができないようなことを都市計画として定めているところになります。御承知かと思いますが、周辺にはそのような営業形態の店舗は立地しておりませんので、富士宮市ではそのような形で、様々な方が集える商店街の取り組みをしております。

現在皆様にも頑張ってくださいしており、今の商店街の姿があると御理解いただければと思います。

### 藤井会長

ありがとうございました。

その他ございますか。

### 渡井委員

14ページの都市計画道路の件ですが、新しい案になりますと削除されてい

る路線が富士宮市において非常に多いです。これは整備が終わったということでしょうか。それとも見直して少なくする方針なのか教えていただきたいです。

#### **藤井会長**

事務局いかがでしょうか。

#### **事務局（都市計画課計画係長）**

御意見ありがとうございます。

新旧を比べた時に、旧のものは道路が多く載っており、新になると減っているという御意見かと思えます。

旧のものについては、表を御覧いただくと一番下のところに、整備が望ましいものまでを記載しておりましたが、新についてはより現実的なものを記載するというので、富士宮市では都市計画道路の計画に載っている田中青木線という表記にしております。現実的なものを表記したので数が減っております。

#### **渡井委員**

ありがとうございます。

その他の書き表されなかったものについては、都市計画図から無くなるのでしょうか。それとも依然として残るのでしょうか。

#### **事務局（都市計画課計画係長）**

説明が足りず申し訳ありませんでした。

概ね10年以内に整備する道路を載せておりますので、新で消えている道路についても計画は残っている状況になります。

#### **渡井委員**

わかりました。

#### **藤井会長**

その他いかがでしょうか。

#### **植松委員**

いま渡井委員から都市計画道路について御質問がありましたが、都市計画道路も含めて今回の計画全体がコンパクトシティの考え方を推し進める形になっていると思えます。

その中で私自身が以前から考えているのですが、岳南広域都市計画は富士市が主に産業の発展する区域、対して富士宮市は住宅地及び農業生産等の地域という区分けがされていると感じており、今回の変更でより一層進めるような形に受け止められました。

そういうことを踏まえて、富士宮市で実際実行される都市計画道路の少なさ

や、住宅地、商業・業務地、工業地、流通業務地等の内容についても、富士宮市は現状の継続といったもの非常に強く、対して富士は第二東名、東名のインター周辺、JR 新富士駅、を中心とした発展を非常に進めるような形になっていると強く感じました。

そのあたりを富士宮市の都市計画としてどのようにお考えですか。

### 藤井会長

これまで富士宮市の都市計画道路の見直しということで、廃止路線を含めどう検討するか議論されてきたかと思います。それも含めまして御説明いただくと助かりますが、いかがでしょうか。

### 事務局（都市計画課長）

植松委員の御質問を受けまして、確かにこちらの計画書では富士市の基盤整備の様子が強く出ており、伴いましてどちらかという富士市は工業、富士宮市は農業といった形になっています。

富士宮市の特性として、当然農業もありますし、もう一つは観光という面もあると思います。そういった特性を生かしつつ、この計画書には直接記載はありませんが、北部の景観を生かした工業団地など誘致をしており、その中で働く場所の確保を求めています。富士宮市はどちらかという、農業や観光、工業も優良な会社がありますので、そういったものがバランス良くあるまちというのが長所ではと考えています。

農業、観光と合わせまして、工業に関しても記載がないので力をいれていないわけではなく、政策的に行っております。記載はありませんが、市民の方の働く場所の確保ということは行政としても積極的に頑張っていきたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

### 植松委員

御回答ありがとうございます。

広域の都市計画ではありますが、富士市富士宮市各々分かれており、富士宮市の進む方向として、私としては今都市計画課長に御説明いただいたような方向性でいいと思います。

富士市が多くて富士宮市が少ないから良い悪いの話ではなく、方向性として、今までの岳南広域都市計画の色合いがより具体的になったなど非常に感じております。富士宮市は説明いただいたような方向性で今後ますます発展できるような形で進めていっていただきたいと考えます。

### 藤井会長

よろしいでしょうか。

参考までに、都市計画道路の整備率は大体何%くらいでしょうか。

#### 事務局（都市整備課長）

現在25路線約65kmの都市計画決定がされておりますが、概ね31km程が実施済で、これから整備していかなくてはならない路線が約半分残っております。

#### 藤井会長

ありがとうございます。

富士市のことはわかりにくいかもしれませんが、富士市の都市計画道路の整備率はどの程度でしょうか。

#### 事務局（都市計画課長）

富士市におきましても、都市計画道路の整備率は約半分です。計画延長が富士市のほうが多いので、実際の道路の距離としても多くはなりますが、整備率は約半分となっています。

#### 藤井会長

ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

#### 若林委員

11ページの、市街地における建築物の密度の構成に関する方針の中に、既成市街地周辺部や新市街地の住宅地は、戸建てを中心とした低密度の土地利用を図るとあります。

全体を見ると、どんどん発展するという考え方の元に出来ていますが、今後少子化が進み人口も減少する中で、戸建てという記載に対し家を持てる人がどれだけいるのかと疑問に感じました。

今後の社会が予期せぬ方向にもし向かったときに、見直しや方向転換はあるのでしょうか。

#### 藤井会長

事務局いかがでしょうか。

#### 事務局（都市計画課長）

既成市街地周辺部や市街地などは比較的土地代が安価ですので、そのような郊外であれば戸建てなども持てることもあります。そういった豊かな住環境を整備して、良いまちを造っていこうという方針で戸建てという表現をしております。どちらかといえば富士宮市は高層マンション等ではなく、割と広めな敷

地の中に戸建ての住居を求めていただくような、豊かな住環境も富士宮市の魅力と考えています。郊外部については低密度の土地利用を図っていく方針で記載をしております。

#### 若林委員

住宅の説明はわかりました。

若い世代は家に執着を持っていない方が多く、今後の社会ではそれが一番良い暮らしなのかかわからないと思います。そういう時に、人口減少も記載がありますが発展もするという基礎がそこにあると、もし発展できないとなったときに、10年後くらいに方向性を再度考えることは出来るのでしょうか。その点をお伺いしたいです。

#### 事務局（都市計画課長）

人口減少の中で、富士宮市を含め様々な地域で弊害が出ています。人口減少を何とか食い止めてどれだけ維持できるかというところで、人口を呼び込む、子どもの数を増やすなどの取り組みをしております。

その中のひとつとして、人口が減っていくからそれに合わせてまちを変えていく考え方もあると思いますが、そうではなくて、家族を持って郊外に戸建ての家を建て、地域の活力を維持していくというのも行政の大切な仕事ではないかと思えます。そういった目標を実現する具体的な方針ということで、このような表現をしております。

当然今後人口の回復が見込めず厳しい時代になれば、別の目標を掲げて見直しをしていかななくてはならないと考えておりますが、いまのところ、郊外部で家族が戸建てに住んで、地域の担い手を再循環しながらやっていくところを目指していく形で、このような表現になっていると御理解いただければと思います。

#### 若林委員

ありがとうございます。

#### 藤井会長

市街地あるいは住宅地のエリアの問題というのは、都市の人口により規模的なものが変わってきます。全体像の将来の密度として考えると、混在している高密度のところを居住地としていいのかとの議論もあります。あるいは中心部は高く、周縁部は低密度といった住宅地の立地の考え方もあり、このコンセプトは基本的には変わりません。

あとは、富士市・富士宮市の中でコンパクトな都市形成を集約化していく具体的なエリア形成がされたときに、いかに具体的な運用を考えていくかという

話になっていくと思います。

区域マスタープランという県の方向性の中では、低密度な地区を優良な住宅地として提供するという御理解いただくのがいいのではと思います。

当然、現状の都市的な配置と将来の世代構成が変わってくるとなると、そのエリアをどのように展開していくのか、方向性を富士宮市の都市計画マスタープランの中でも検討しなくてはいけないと思います。それを県の区域マスタープランに上程していきながら擦り付けをするアプローチになるかと思います。

その他いかがでしょうか。

## 阿部委員

2点質問があります。

1点目は、先ほど御説明いただいた最後に県に12件意見が寄せられたとありましたが、それに対しての変更は無いとのことでした。参考までにもし意見の内容を御承知でしたらいくつか御紹介いただきたいです。

もう1点は、今回の変更で、先ほどの若林委員の御質問とも多少関わりがありますが、かなり農地や農業地域に関する研究というのが増えている印象がありました。これに関して、昨年度末に都市計画マスタープランを改定された内容に既に包含しているのか、あるいは今後の富士宮市都市計画マスタープランの中で見直しが見込まれる事項があるのかについて、御教授いただければと思います。

## 藤井会長

2点について、事務局お願いいたします。

## 事務局（都市計画課計画係主査）

まず1点目の意見書の内容について御説明させていただきます。

一人の方が複数の意見を述べているものもあり、大まかな意見を河川、道路、農業用水路、急傾斜地、林道、土地利用規制、遊休農地に分けて件数で御説明します。

河川に関する内容が5件、道路に関する内容が5件、農業用水路に関する内容が4件、急傾斜地に関する内容が1件、林道に関する内容が1件、土地利用規制に関する内容が5件、遊休農地に関する内容が4件です。この中で既に方針に定められているものが河川と道路の2件と、本計画で決定する方針ではないものが農業用水路と林道と急傾斜地の3件、本方針を元に検討されるものが土地利用規制と遊休農地の2件です。このことから、県は変更しないとの回答をいただいております。

2点目の富士宮市都市計画マスタープランについては、昨年度改定作業を行いまして、同時期に作業しているものですので、内容としては整合性が取れて

いるものとなっています。

**藤井会長**

阿部委員よろしいですか。

**阿部委員**

最初の質問について、内容について伺いたかったのですが、特に反映される意見がなかったとのことであれば先ほどの御回答で大丈夫です。

**藤井会長**

その他よろしいでしょうか。

・・・・・・・・意見なし・・・・・・・・

それでは、第1号議案並びに第2号議案それぞれ説明いただきましたが、審議に関しては一つずつ進めてまいります。

議第1号につきまして委員の皆様にお諮りします。原案のとおり適切なものと認めるという方は、挙手いただいてよろしいでしょうか。リモートの委員はグッドボタンでも結構です。

・・・・・・・・全員挙手・・・・・・・・

全員挙手いただきましたので、適切なものとして認めていただいたということで進めさせていただきます。

続いて第2号議案についてもお伺いします。こちらは区域区分の問題でしたが、こちらについて原案のとおり適切なものと認めるという方は、挙手又はグッドボタンを押していただいてよろしいでしょうか。

・・・・・・・・全員挙手・・・・・・・・

ありがとうございます。

それでは、第1号議案並びに第2号議案をお認めいただいたということで答申に進みたいと思います。

審議は済みましたが、菅原委員から要望があるとのことですのでお願いします。

**菅原委員**

コロナウイルスで社会が随分変化し、特に最近考えさせられるのは観光につ

いてです。この中で観光は自然保全地域に観光レクリエーション地域という形で入っていますが、観光とレクリエーションは違うのではないのでしょうか。

審議にどうこうというよりも、レクリエーションが付くと観光施設型で何か活動するような形になると思うのですが、観光というのは富士宮市でいうと、浅間大社の辺りや世界遺産センター、商業地の中にも観光の対象があるし、もつと言うと、人が関わる場所全て観光の対象ではないのでしょうか。

そういう形でいくと、この考え方そのものが、従来の狭い意味での観光に対する考え方でしかありません。これから10年を考えたときに、もっと広い意味で観光を考えていただきたいです。その際には観光レクリエーションというひとつの言葉で表現してほしいとありません。観光とレクリエーションは別物と考えたときに、富士宮市は観光資源がとても豊かなのに、観光都市というエリアとしての観光のイメージがとても少ないです。

そういうことも含め、都市計画の中においても観光の重要性をもう少し考える機会を持ってほしいと思っています。

#### 藤井会長

これからの発展的なことも含めた御要望ということでよろしいですね。

これからの都市計画、住まう、働く、憩うといった空間の中で人を呼ぶためには観光がキーワードになってきます。観光でも資源としてあるのか、それを活用するのか、体験型なのか、様々な要素が出てくるので、是非富士宮市の在り方を事務局としてもっと積極的に売り出してほしい、という前向きな御意見ですので、是非御検討いただきたいです。

それでは、議第3号は事務局の担当部局が変わりますので5分程度休憩を取らせていただき、事務局で準備が整いましたら進めさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

．．．．． 休 憩 ．．．．．

#### 藤井会長

よろしいでしょうか。

それでは審議を再開します。

議第3号 特殊建築物の敷地の位置（建築基準法第51条ただし書に基づく案件）について、事務局から説明をお願いいたします。

#### 事務局（建築住宅課長）

富士宮市建築住宅課の中村です。本日はよろしく願いいたします。

3号議案について御説明します。

本案件は建築基準法第51条ただし書きの許可に係る特殊建築物の敷地の位置について、御審議をお願いするものです。

はじめに、建築基準法第51条の概要を御説明し、その後今回の申請に関わる案件を御説明するため、提出議案のページが前後することを御了承ください。

それでは、提出議案34ページを御覧ください。

まず、建築基準法第51条について説明をさせていただきます。51条では、都市計画区域内においては、卸売り市場、火葬場または屠畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ新築し、または増築してはならない。とされており、その後の条文に、ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合においてはこの限りではない。とあります。ここでの特定行政庁とは、本市においては富士宮市長のことを示しております。従いまして、今回は民間企業の計画ということで都市計画施設としての公共性の担保が難しいため、ただし書きの許可での対応となります。

次に、提出議案35ページの中段を御覧ください。

本案件を都市計画審議会に付議する法律的根拠について説明いたします。

都市計画法第15条では、都市計画を定める者が規定されております。第1項に、次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定めるとされ、同項第5号には、根幹的都市施設として政令が定めるものに関する都市計画、と記載されております。建築基準法第51条で列举されている施設の中で、根幹的都市施設として政令で定めるものとして、都市計画法施行令第9条に挙げられているのは、産業廃棄物処理施設のみとなります。従って、処理施設について産業廃棄物処理施設については都道府県、それ以外の一般廃棄物処理施設については市町村が定めるものとなります。よって、産業廃棄物処理施設としての審議は静岡県都市計画審議会で審議され、一般廃棄物処理施設としての審議は、富士宮市都市計画審議会で審議されることとなります。

以上で私からの法律的な説明を終わらせていただきますが、続いて本案件の計画内容について、建築住宅課杉浦より説明をさせていただきます。

#### **事務局（建築住宅課建築指導係主査）**

建築住宅課の杉浦です。よろしくお願いたします。

提出議案の33ページ、建築物の概要書を御覧ください。今回の申請に係る概要について説明させていただきます。

申請者は、株式会社ヤマモト 代表取締役 山本文洋、申請地は、富士宮市山宮字下蒲澤2344 外38筆、敷地面積は、17,809.39㎡です。

株式会社ヤマモトは、平成7年から産業廃棄物処理施設として焼却及び破砕

処理を行うと共に、有価物である貴金属の再資源化を行っております。

また、県東部でも数少ない医療系廃棄物である感染性廃棄物の処理を行う施設になります。同事業所は、建築基準法施行令第130条の2の3第1項第2号、第3号に規定する処理能力を超える産業廃棄物及び、一般廃棄物の焼却施設及び破砕施設として、平成29年2月に建築基準法第51条ただし書きの規定による許可を取得しています。

許可以降、企業や病院からの廃棄物は増加の一途にあり、また、地震等大規模災害時には大量の災害廃棄物の発生が考えられます。

地域の処理需要への適正な対応及び災害廃棄物の適切な処理を行うため、新たに焼却炉と破砕機を増設し、これに伴い焼却場及び破砕場を新たに建築する計画をしております。

建築基準法施行令第130条の2の3第1項第5号において、一度51条ただし書きの規定による許可を受けた建築物は、処理能力が許可時の1.5倍までの増加であれば再許可は不要であるとされています。

今回の建築により、産業廃棄物及び一般廃棄物共に平成29年許可時の処理能力の1.5倍を超えるため再許可が必要になり、本申請に至りました。

次に、敷地の位置を御説明いたします。提出議案36ページの位置図を御覧ください。

申請地は、図面中央やや左の黄色の部分で、国道139号線沿いの市街化区域内にあり、用途地域は工業専用地域となっております。

申請地への搬入につきましては、赤色の矢印で示すとおり、4車線の国道139号線から東西に走る幅員22mの市道栗倉外神線、幅員12mの市道押出長沢線及び市道外神山宮線を経由し、幅員8mの市道北山117号線を北へ進む経路となっております。搬出の経路はこの逆になります。

提出議案37ページ、詳細な付近見取り図を御覧ください。

申請地は赤い線に囲まれた部分で、周辺には事務所、工場などの事業用の建物が多く、最寄りの公共施設は山宮小学校で、約1,200m離れております。また、最寄りの住宅は申請地北側の赤い星印の付いた緑色の建物で示しておりますが、申請地からは約25m離れております。また、国道139号線を挟んだ東側にも住宅が点在しております。

提出議案38ページの処理施設配置図を御覧ください。

これまでの図面は上が北を示しておりましたが、この図からは左側が北側となっております。この配置図は、焼却施設の位置を示しており、黄色の線が敷地境界、青色の線の建物が今回建築する焼却場及び破砕場になります。図面中央の④と書かれた焼却場が新たに建築するもので、その他の⑦及び⑩と書かれた焼却場があるのですが、これらが既存のものです。

次に、焼却処理される廃棄物の流れを御説明いたします。

搬入される廃棄物の経路は赤い矢印で示されており、図面中央の既存建物①と書かれているところに沿ってある計量器で計量を行い、それぞれの焼却場へ運ばれます。

また、各施設からの焼却灰等の搬出経路は緑の矢印で示されており、各焼却場から計量器を経由し搬出されます。

次に、焼却施設の処理能力について御説明いたします。図面左下の表を御覧ください。

こちらは、焼却処理施設内で処理する廃棄物の、品目ごとの一日当たりの処理能力を表しております。既設と書かれた列が既存焼却施設の処理能力、新設と書かれた列が今回の建築に伴い増加する処理能力で、合計が既設と今回建築する施設を合わせた合計の処理能力になります。

今回御審議いただく一般廃棄物については表の一番下にあり、既設列に書かれている40.92tというのが平成29年許可時の処理能力になります。

今回の建築に伴い処理能力81.48tが増加し、合計処理能力は122.4tとなります。前回許可時の処理能力の1.5倍以上となるため、今回の許可の対象となります。

次に、提出議案39ページの配置図を御覧ください。

こちらは、破碎施設の位置を示しております。図面中央下部の⑩と書かれた破碎場が、新たに建築するもので、その他の⑧の作業所と書かれた破碎場及び⑪の破碎場が既存のものであります。

次に、破碎処理される廃棄物の流れを御説明いたします。

搬入される廃棄物の経路は焼却施設と同様に、赤い矢印で示すところとなり、計量器で計量を行い、それぞれの破碎場へと運ばれ処理されます。破碎処理されたものは焼却場に運ばれ、焼却処理後外へ搬出されるものと、緑の矢印のとおりそのまま搬出されるものに分かれます。いずれも計量器を経由します。

次に、破碎施設の処理能力について御説明します。図面左下の表を御覧ください。

こちらは、破碎処理施設内で処理する廃棄物の品目ごとの一日当たりの処理能力を表しております。既設と書かれた列が既存破碎施設の処理能力、新設と書かれた列が今回の建築に伴い増加する処理能力、合計が既存施設と今回建築施設を合わせた合計の処理能力になります。

一般廃棄物については表の一番下にあり、可燃性粗大ゴミと小型家電があります。既設列に書かれている71.37tと、114.84tが平成29年許可時の処理能力になります。

今回建築に伴い、それぞれの処理能力が126t、79.5t増加し、合計処理能力は197.37t及び194.34tとなります。前回許可時の処理能力の1.5倍以上となるため、今回の許可対象となります。

次に、本申請事業が、都市計画上支障がないと考えられることについて、用途地域などの土地利用状況、周辺道路交通への影響、周辺住民への周知や理解の状況の3つの観点から説明いたします。

まず一つ目の、用途地域などの土地利用状況に関して御説明します。

本申請事業地は、用途地域が工業専用地域であり、学校などの公共施設が周辺にありません。また、富士山への景観については、建物の高さ、煙突の高さ、色やデザインについて支障が無いよう、市の景観担当と協議済みです。

二つ目の周辺道路交通への影響について御説明します。

今回の計画に先立ち、事業者において廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく生活環境影響調査が実施され、報告を受けています。この計画に伴う交通への影響についてですが、現在搬出入合わせて一日当たり約30台の運搬車両が通行しております。今回の施設の建築に伴い、合計72台に増加する予定ですが、国道139号線西側の市道栗倉外神線については、交通量が約7,200台に対し、増加量が約0.5%となっております。

また、他の市道につきましても、最も交通量が多い時間帯は、付近の工場の通勤、帰宅時間帯ではありますが、周辺住民の生活道路としての利用は少なく、搬出入の時間帯とも重ならないため、周辺道路に対する影響はほとんど無いものと考えております。

最後に、周辺住民への周知や理解の状況について説明します。

先の生活環境影響調査により、大気、騒音、振動、悪臭の項目について評価した結果、いずれも環境基準値以内となっていることから、周辺への影響が少ない、という結果が得られています。

また、今回周辺にお住まいの方々や、影響範囲にあります自治会に説明会を実施し、理解をいただくと共に、昨年からの施設見学会を年一回実施しており、その際に、住民の方の意見や要望を伺っております。

これらのことから、周辺の土地利用状況、本施設の周辺に及ぼす影響を総合的に勘案した結果、本施設の敷地の位置は都市計画上支障が無いと認め、許可したいと考えております。

説明は以上となります。御審議の程、よろしく願いいたします。

## 藤井会長

ありがとうございました。

それでは、御質問、御意見等あればお願いいたします。

### 若林委員

周辺の状況について、この地図で見る限りは周りに化粧品会社や薬品会社があるようですが、危険物を扱っているものはないでしょうか。

また、建物が増えることにより、この会社自身も防火について十分注意していると思いますが、消防にも意見を聞いているのでしょうか。

### 藤井会長

事務局お願いします。

### 事務局（建築住宅課建築指導係主査）

一つ目の周辺の工場等で危険物を取り扱うものがあるかについてですが、情報を把握しきれていない部分もございますので、危険物の有無についてはっきりとしたお答えをすることができません。

二つ目の消防の意見についてですが、当該施設について土地利用協議を以前行っており、その際に消防の意見を伺っております。

### 若林委員

敷地の中の空き地が少なくなる中で、消火作業的に支障があるのか気になりました。土地利用としてだけでなく、消火作業的に周辺への影響があるのか、担当から再度消防へ確認していただければと思います。

### 事務局（建築住宅課長）

確認いたします。

### 藤井会長

よろしく願いいたします。

それでは、次に渡井委員お願いします。

### 渡井委員

産業廃棄物の再処理場ということですが、山宮にある処理場の残渣もこちらで扱うのでしょうか。参考までに教えていただきたいです。

### 事務局（建築住宅課建築指導係主査）

市で処理できないような品目をこちらで扱うことになっています。

### 渡井委員

わかりました。

### 藤井会長

その他いかがでしょうか。

## 小松委員

二点ございます。

先ほどの説明で、山宮小学校まで約1.2kmということでしたが、北山中学校のほうが距離として近いと思うのですがいかがでしょうか。

もう一点は、処理能力が1.5倍以上になれば雇用も発生すると思います。なるべく地元での雇用を生み出していただきたいと、市からもお願いしていただきたいです。

## 藤井会長

事務局いかがでしょうか。

### 事務局（建築住宅課長）

北山中学校の件ですが、直線距離にしますとそのように感じられるかもしれませんが、道がくねくねと曲がっているところもありまして、こちらで確認したところによると、山宮小学校まで1.2kmと推算いたしました。

また、地元からの雇用というところですが、業者にも十分お話をさせていただきます。

## 藤井会長

基本的には建物の概要で、配置そのものがどうかという議論が中心ですので今の雇用の話はまた別枠になりますが、事務局で御検討いただくといいのかなと思います。

その他いかがでしょうか。

## 植松委員

平成29年に51条ただし書きの許可を受けた時は、環境アセスメントを行っていたと思いますが、今回は行っているのでしょうか。

### 事務局（建築住宅課建築指導係主査）

今回も環境影響調査を実施しております。県の廃棄物リサイクル課と事業者で協議をし、大気等について調査しております。

## 植松委員

今回もアセスメントは実施したということですね。

もう一点伺いたいのですが、こちらの施設で火災が2回ほどこの数年のうちに発生していると聞いています。それについて、今回許可をするにあたって検討された部分はあるのでしょうか。

### 事務局（建築住宅課建築指導係主査）

過去に火災があった話は伺っており、前回の許可時から今回までの間で、な

にかトラブルがあったかどうかの聞き取り調査は行いました。

一度近隣の方から市へ、廃プラスチックが焼けたような匂いがするという通報をいただいたことがあり、理由としては焼却灰を出すタイミングが早すぎた為に匂いが発生してしまったという案件でした。

その後作業員に対して、作業に際し十分な時間を取るようにと周知徹底を図り、以降トラブルや苦情はないと伺っています。

### 植松委員

今回処理量が倍以上になるので、そのような点は特に注意していただくようお願いしていただきたいと思います。

### 藤井会長

先ほど若林委員からも御指摘があった消防との関係ですが、やはり火災は地域の不安にもなります。用途の問題とはまた別に、運営の中で御配慮いただき、事務局との連絡体制など、事務局からも丁寧にやっていただけるとありがたいと思います。

その他いかがでしょうか。

・・・・・・・・意見なし・・・・・・・・

よろしいでしょうか。

要望がいくつかございました。具体的な施設配置に関する問題に対しての御指摘はなかったと思いますので、当審議会において慎重に審議した結果原案のとおり、都市計画上支障なしと認めることに對し異議がないかを答申で確認させていただきたいと思います。

それでは、異議なしでよろしい方は挙手又はグッドボタンをお願いいたします。

・・・・・・・・全員挙手・・・・・・・・

皆様賛成いただきましたので、異議なしということで進みたいと思います。

それでは、審議事項は以上3点ですので、次第4の報告事項に移りたいと思います。

報告事項 岳南広域都市計画道路3・4・26号小泉東阿幸地線ほか2路線の変更について、事務局から御説明いただきます。

よろしくをお願いいたします。

### 事務局（都市計画課計画係技師）

都市計画課の鈴木と申します。よろしくお願ひいたします。

私からは、報告事項の岳南広域都市計画道路3・4・26号小泉東阿幸地線ほか2路線の変更について御説明します。

まず、お配りしている資料について御説明します。

資料1は、現在都市計画法に基づき変更の手続きを進めている3路線の概要を示した図面です。資料1については、A3サイズで印刷したものを本日改めてお配りしましたので、そちらを御覧ください。

資料2は、3路線のうち、変更手続きに係る区間を示した拡大図です。

資料3は、現在手続き中の都市計画の変更スケジュールです。

それでは、資料1を御覧ください。

現在、都市計画の変更手続きを進めているのは、3・4・25号田中阿幸地線、3・4・26号小泉元城町線、3・5・44号富士宮駅中原線の計3路線です。各路線について、下段に現在の都市計画決定内容を黒書きで、上段に変更の案を赤書きで示しています。

まず、この3路線について、都市計画の変更手続きを進めるに至った経緯を御説明します。

当市では昨年度、富士宮市都市計画道路必要性再検証を実施し、廃止としても、既存道路や他の都市計画道路で必要な機能は対応可能と判断したことから、小泉元城町線の一部区間を廃止の方針とし、本審議会でご報告させていただきました。

本年度は、再検証の結果として得た方針を基に、小泉元城町線の一部区間及び当該区間と交差点の隅切りが計画されている、ほか2路線を変更するための手続きを進めています。

それでは、変更の案の概要について御説明します。

まず小泉元城町線ですが、現決定では富士宮市小泉字神祖上を起点とし、終点の富士宮市元城町まで延長2, 120mの計画です。変更の案では、一部区間の廃止により終点が変更になることで、路線名が小泉東阿幸地線、延長は1, 280mとなります。

田中阿幸地線及び富士宮駅中原線は、小泉元城町線との交差点隅切りを廃止する案としていますが、それ以外の起終点や路線名、延長などに変更はありません。

次に、詳細について拡大図で御説明します。資料2を御覧ください。

こちらも資料1と同様に、各路線について現在の都市計画内容を下段に、変更の案を上段に示しています。

まず、路線の表示について御説明します。左下の凡例を御覧ください。

上から、赤い点線の内側に黄色い斜線で示されるのが既決定区域、赤い実線

の内側を赤く塗り潰してあるのが変更後区域です。

次に路線を御覧いただくと、赤く塗り潰した範囲に黄色い斜線が描かれている区間と、赤い点線の内側に黄色い斜線のみが描かれている区間があります。

赤く塗り潰した範囲に黄色い斜線が描かれているのは、既決定区域と変更後区域が重なる区間であり、変更後も既決定区域が残ることから、今回の変更の案では、変更がない区間を表します。黄色い斜線のみで描かれる区間は、既決定区域が変更後区域に含まれないことから、今回の変更の案で廃止予定の区間を表します。

今回廃止予定の区間は、小泉元城町線のうち国道139号線から西の富士宮市医師会館から、富士宮信用金庫本店の間の区間と、当該区間と田中阿幸地線及び富士宮駅中原線との交差点隅切り部です。

この変更の案では、小泉元城町線の一部区間廃止に伴い、終点が富士宮駅中原線との交差部の富士宮市元城町から、国道139号線との交差部の富士宮市東阿幸地に変更となるため、路線名が小泉元城町線から小泉東阿幸地線に変更となります。

次に資料3を御覧ください。

こちらは、現在手続き中の都市計画の変更スケジュールです。実施内容①から⑤の図に白い斜線が入っている項目は、本日時点で終了しているもの、⑥以降の図に白い斜線が入っていない項目は、現在進行中若しくは今後予定している項目を示します。時系列に沿って御説明します。

まず①ですが、令和2年7月から8月にかけて、変更区間に係る地元自治会の阿幸地区と木の花区及び地権者を対象に、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施した上で計3回の説明会を開催しました。

この説明会で反対意見がなかったことから、②の都市計画原案の作成に着手しました。

原案の作成後、令和2年11月27日から12月11日までの2週間、③の都市計画原案の縦覧と公聴会の公述申出期間を設けましたが、申し出がなかったため、12月18日に予定していた④の都市計画公聴会は開催しませんでした。そのため、縦覧した内容を⑤の原案確定としました。現在、⑥の静岡県との事前協議を、2月末を目途に行っています。

今後は、県との事前協議を経て⑦の案を確定し、4月中に⑧の都市計画案の縦覧と意見書提出期間を設ける予定です。

その後、令和3年の夏ごろ開催予定の富士宮市都市計画審議会にて、本件について御審議いただき、静岡県との協議の後、都市計画決定告示を予定しています。

以上で報告事項の説明を終了いたします。

**藤井会長**

ありがとうございました。

ただいまの報告事項に関しまして、御質問等あればお願いいたします。

**阿部委員**

地元説明会を行った際に、反対の御意見は無かったとのことですが、もし他にいただいた御意見があれば共有していただければと思います。

**藤井会長**

事務局いかがですか。

**事務局（都市計画課計画係技師）**

説明会では、地元の現道、市道に対する安全対策等の御要望と、説明会当時、小泉元城町線の計画区域内に建築中だった建物について、建築主は都市計画道路の計画区域内であることを知っているのかという御質問をいただきました。

これに対し、御要望については道路管理者に情報提供し、建築主については、説明会実施前の5月に、都市計画法第53条に基づく許可申請を都市計画課へ提出していただいていることから、都市計画道路の計画区域内であることを承知の上で建築されていると回答しております。

**阿部委員**

ありがとうございます。

**藤井会長**

その他いかがでしょうか。

・・・・・・・・意見なし・・・・・・・・

それでは、報告事項については以上となります。

全体といたしまして、委員の皆様から御意見、御要望、情報提供等あればお伺いいたしますが、何かございますか。

・・・・・・・・意見等なし・・・・・・・・

よろしいでしょうか。

それでは審議事項並びに報告事項が全て終了しましたので、進行を事務局へお返しします。

ありがとうございました。

**【司会】事務局（都市計画課計画係長）**

藤井会長、会議の円滑な進行ありがとうございました。

次に、次第5その他といたしまして、来年度の審議会の予定を御連絡いたします。先ほどの報告事項でもお話がありましたが、岳南広域都市計画道路の小泉東阿幸地線ほか2路線の変更について、夏ごろを予定しておりますのでよろしく願いいたします。

それでは、以上を持ちまして本日の日程はすべて終了いたしましたので、令和2年度第1回富士宮市都市計画審議会を閉会します。

皆様、長時間に渡りありがとうございました。

富士宮市都市計画審議会運営要領第8条第1項の規定によりここに署名する。

議 長 藤井敬宏

委 員 佐野宏幸